

株式会社上市まちづくり公社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社上市まちづくり公社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 上市町の中心市街地におけるまちづくりに関する企画、運営
- 2 商業振興を図るための企画、運営、情報提供
- 3 観光振興を図るための民芸品、工芸品、清涼飲料水、菓子、惣菜等の製造販売
- 4 文化教養施設、スポーツ施設、展示場、研修場その他催事施設の運営、企画、構成、賃貸
- 5 駐車場の管理、運営
- 6 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を富山県中新川郡上市町に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、9600株とする。

第6条 (株式の譲渡制限)

当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の割当を受ける権利等の決定)

第7条 当社は、当社の株式及び新株予約権を引き受ける者を募集する場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当を受ける権利を与える旨及びその申し込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。

(株券の発行・株券の種類)

第8条 当社は、株式に係わる株券を発行する。

- 2 当社の発行する株券の種類は、1株券、10株券及び100株券とする。

(株券の不所持申出)

第9条 株券不所持の申出をするときは、申出書に株券を添えて申出るものとする。ただし、株券が発行されていないときは株券の提出を要しない。

(名義書換)

第10条 当会社の株式につき名義書換を請求するには、請求書に株券を添えて提出するものとする。

相続、遺言、会社の合併、競売その他譲渡以外の事由により株式を取得したときは、その取得を証する書面を確出するものとする。

(質権の登録)

第11条 当会社の株式につき質権の登録、変更又は抹消を請求するときは、請求書に質権設定者及び質権者が連署し、株券を添えて提出するものとする。

(信託財産の表示)

第12条 当会社の株式につき信託財産の表示又はその抹消を請求するときは、委託者又は受託者が請求者に株券を添えて提出するものとする。

(株券の再交付)

第13条 株券の分割又は併合により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券喪失により株券の再発行を請求する場合は、株券喪失登録をなした上で、当該株券が無効になった日以降に当会社所定の請求書を提出するものとする。

3 株券の毀損又は汚損により株券の再発行を請求するには、当会社所定の請求書に署名又は記名押印し、株券を添えて提出しなければならない。ただし、株券の真偽を判別しがたいときは、前項の手続きによるものとする。

(手数料)

第14条 前四条に定める請求するときは、当会社所定の手数料を支払うものとする。

(基準日)

第15条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主又は質権者をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

2 前項その他定款に別段の定めのある場合のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者をもってその権利を行使することができる。

第3章 株主総会

(招集及び招集者)

第16条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

議長は総会の秩序を維持し議事を整理する。

(決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主に委任して、その議決権を行使することができる。

この場合は代理券を証する書面を株主総会ごとに会社に提出するものとする。

(議事録)

第20条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名捺印し当会社に保存する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第21条 当会社は取締役会を置く。

(員数)

第22条 当会社の取締役は3名以上10名以内とする。

(選任決議)

第23条 当会社の取締役は株主総会において選任する。

2 前項の選任議決は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任期)

第24条 取締役の任期は、選任後2年内終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第25条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを選定する。

(役付取締役)

第26条 取締役会の決議をもって、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(招集及び議長)

第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(招集通知)

第28条 取締役会の招集通知は、会日の5日前にこれを発する。ただし、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを招集することができる。

(決議)

第29条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。ただし、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、議決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名捺印して当会社に保存する。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会においてこれを定める。

第5章 監査役

(監査役の設定と員数)

第32条 当会社は監査役を置く。
2 当会社の監査役は3名以内とする。
3 監査役は、会計に関するものに限り、監査を行う。

(選任決議)

第33条 当会社の監査役は株主総会において選任する。
監査役の選任決議は議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、議決権の過半数の決議によって選任する。

(任期)

第34条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。ただし、補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時とする。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会においてこれを定める。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎月11月1日から翌年10月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第37条 剰余金の配当等は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、金銭等による剰余金の配当等(以下、「期末配当金等」という)を支払う。